

令和 2 年 6 月 1 2 日

標茶町立小・中学校の保護者 様

標茶町教育委員会教育長 島 田 哲 男

令和 2 年度の標茶町立学校における「体育的行事」「学芸的行事」の取扱いについて

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます次第であります。

さて、緊急事態宣言を受けた 4 月下旬からの一斉臨時休業の影響を受け、運動会や体育祭などの行事は 1 学期間に行うことができませんでした。現在、各学校では教育活動を再開したものの、感染リスクを極力減らした活動や、「学びの保障」時間の確保するための教育課程の見直し等に変化を迫られているところでございます。

標茶町教育委員会といたしましては、児童生徒を感染リスクから守る必要性や「学びの保障」時間を確保する必要性等を総合的に鑑み、今年度の「運動会・体育祭等の体育的行事」「学芸会・文化祭等の学芸的行事」を下記の通り取扱うことといたしました。保護者の皆様には、この件につきまして趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 令和 2 年度の「運動会・体育祭等の体育的行事」「学芸会・文化祭等の学芸的行事」は、全町立学校で取りやめる
- 2 各学校には、従来とは異なる形とはなるが、3 密を避けるなど感染症対策を講じた上で実態に応じた「発表の場」等を設定することを検討していただく

なお、不明な点やお問い合わせは教育委員会指導室（485-2111）までお願いいたします。